

8 日 獣 発 第 184 号
令 和 8 年 9 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**EU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け牛肉
輸出に係るEUの動物医薬品規則の適用について（周知）**

標記について、令和8年9月3日付け事務連絡により農林水産省畜産局食肉鶏卵課業務推進専門官（食肉鶏卵貿易班）及び農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（生産安全班）から、令和8年9月3日付けでEUの動物医薬品規則（第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する規則（規則第2023/905号））の適用が開始された旨の連絡がありました。

本事務連絡は、令和4年1月にEUが薬剤耐性菌対策を強化するため、EU域内へ輸入される畜水産物の生産時の抗菌性物質使用を制限する規則を策定し、この規則が日本を含む第三国に対して令和8年9月3日から適用されたことをお知らせするものです。日本では、ホスホマイシンが本規則による規制対象となることから、EU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）向けに輸出される牛肉については、その由来となる牛において、出生からと畜までの間、ホスホマイシンを使用されていないことを確認・証明の上、輸出する必要があります。

つきましては、このことについて、貴会会員への周知方よろしく願います。

なお、EU等向け牛肉の輸出に係る使用禁止薬剤不使用の確認体制等については、令和7年6月24日付け7日獣発第123号によりお知らせしておりますので、併せてご確認くださいようお願いします。

本件のお問い合わせ先

公益社団法人 日本獣医師会 調査役（事業担当）：吉田
T E L : 03-3475-1601 E-mail : yoshida@nichiju.or.jp

事務連絡
令和8年9月3日

(公社) 日本獣医師会 御中

農林水産省畜産局食肉鶏卵課
業務推進専門官（食肉鶏卵貿易班）
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（生産安全班）

EU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け牛肉輸出に係る
EUの動物医薬品規則の適用について（周知）

日頃より畜産行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、令和8年9月3日付けでEUの動物医薬品規則（第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する規則（規則第2023/905号））の適用が開始されます。

これに伴い、令和8年9月3日以降、EU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出牛肉に由来する牛に対して、出生からと畜までの間にEUが定める抗菌剤等の禁止薬剤を使用していないことが求められます。なお、本規則に該当する我が国の承認薬剤は、「ホスホマイシン（ホスホン酸誘導体）」となります。

EU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け牛肉の輸出については、「EU及びノルウェー向け輸出牛肉の取扱いについて（牛肉輸出に係るEUの新たな動物用医薬品規則への対応）」（令和6年3月4日付け農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、同省消費・安全局畜水産安全管理課長、同局動物衛生課長及び同省輸出・国際局規制対策グループ長通知）及び「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱の改正について（EU等向け牛肉輸出における使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築）」（令和7年6月23日付け農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、同省消費・安全局畜水産安全管理課長及び同省輸出・国際局規制対策グループ長通知）」でお知らせしたとおり、関連取扱要綱に基づき、フードチェーン情報申告書の申告者は、輸出牛肉が由来する牛について、出生からと畜までの間に飼養された全ての農場においてEUにおける禁止薬剤が使用されていないことを飼養農家からの申告書等により確認した上で、禁止薬剤の不使用を申告する必要がありますので、適切に対応するようお願いいたします。

貴団体におかれては、会員等の関係者に対し、本件について周知いただきますようお願いいたします。

(参考)

- 1 欧州 証明書や施設認定の申請（「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」を掲載）：

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html#eu

2 EU向け畜産食品における動物用医薬品に関する規則への対応：

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/eu_amr.html

3 事業者等向けパンフレット等：

(1) 繁殖農家向け

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/eu_amr-32.pdf

(2) 酪農家向け

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/eu_amr-33.pdf

(3) 肥育農家向け

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/eu_amr-34.pdf

(4) 獣医師向け

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/eu_amr-35.pdf

以上